

清代福建江蘇の船行に就いて

加 藤 繁

かねて注意して居た支那の運送保險に關する資料が一つ二つ見附かつたので、假りにまとめて大方の指教を仰ぐこととする。

福建省例^{三卷}船政の篇に、會詳添設船行並召募承充と題して、嘉慶中、福建按察使が布政使と合議の上、閩浙總督に覆申した詳文を載せて居る。其中に

查省城南臺以及浦城光澤等處。皆有殷實行家。溪船到地。盤起貨物。即投行攬載。而來往客商。亦無不投行托雇。各行熟識船戶。知其奸良。必不肯混雇匪船。自取追賠之累。是以行戶所雇之船。少有失事。云云

とある。尙ほ其の下文に、同じ事柄が、繰返し、稍詳に述べられて居る。次に其れを掲げる。

至浦城光澤等處。皆有殷實良民。充當行戶。船戶資其攬載。得有生涯。不敢妄萌邪念。行家亦識其奸良。懼于賠累。不敢爲妄僞代雇。往來客商。搬貨投行。不營賓至如歸。絕無顧慮。又不事官爲經理。無胥役串指之虞。不過稍納用錢。在客商角尖之耗。靡不樂從。云云

右二條に行家若しくは行戶とあるのは牙行を指す。但し其れは船の牙行であるから、船行とも呼ばれたので、さればこそ、標題には添設船行云々とあるのである。溪船は川船の意、船戶は船主で

ある。南臺は福州城南九里、南臺山の下、閩江に臨んだ商港で、省城から閩江並に海洋に出入する咽喉に當つて居る。浦城は閩江の上流に位し、光澤は閩江の支流西溪の水源近き處に在つて、俱に殆江西境に接して居る。右の文に依れば、南臺浦城光澤等、閩江上下流の重要都市には殷實の商人が船牙行を營み、客商の爲に宿舍倉庫を提供すると共に用錢即ち手數料を收めて客商に代つて船を雇入れたのである。而して船を雇入れると同時に、其船主の信頼すべき人物なるを保證し、若し事故を醸した場合には船牙行自ら其賠償の責に任じたことは、各行熟識船戶、知其奸良、必不肯混雇匪船。自取追賠之累。とあり、行家亦識其奸良、懼于賠累、不敢爲妄爲代雇とあるに依つて窺はれる。

前記、按察使の詳文には、更に、

本署司等會同集議。可否于延建邵汀各處水陸碼頭。擇其扼要之所。仿照浦城光澤等處之例。令地方官召募殷實誠

樸之人。由縣給帖。充當行戶。并酌量該處地方大小船隻多寡。每處設立兩三行。以杜壘斷居奇之弊。凡有客商到地。代雇熟識認船戶。登明號簿。填給船票。將船戶姓名住址逐細註明。交付客商收執。至交卸之處。將船票轉交起貨地頭行戶。驗明查銷。俾其彼此關會。互相稽核。如有失誤。著落代雇之行家。照數賠償。○中會議通詳。伏乞憲臺批示飭遵云云。

と云ひ、南臺浦城光澤等の其れに倣つて、延平府・建寧府・邵武府・汀州府等に各船行兩三行を添設し、通商運輸の發達に資すべきことを建言して居る。延平府は閩江と西溪と相合する處にあり、建寧府は閩江と松溪と合流する處に在り、邵武府は西溪の上流光澤の東にあり、汀州府は韓江の上流、江西境近き處にあつて、就れも省内屈指の大市邑である。さて右の文には、如有失誤、著落代雇之行家、照數賠償、と云ひ、事故の有つた時、船を代雇した船行に於て貨物を賠償すべきことを明白

に述べたのが注意される外、尙ほ號簿船票等に關する規定が掲げられて居る。即ち船行には號簿を具へて一々船戸代雇の件を記載し、又船票なるものを造り、船戸の姓名住所其他必要の條件を詳に填注して、船の代雇を依頼した客商に與へ、而して船の目的地に到着した際には、客商から之を其の地の船行に交付し、該船行は船票と船戸並に船荷等とを對照して事無きを確認した上、出發地の船行に報告すべきことゝ爲つて居る。顧ふに、此れは此時全く新に立案されたものでなく、從來船行の間に行はれつゝあつた慣習を採つて多少の潤色を施したに過ぎなからう。随つて船行が船票を客商に與へて船戸の身元を保證する規定も、本來民間の慣習であつたと認むべきことは、失誤に際して賠償を行ふ其れと同様であらう。溪船は貨物のみの運送を託されることも全く無かつたのではあるまいが、併し貨物を人に託せず、荷主たる客商自

ら其の貨物に附添うて旅行するのが古來一般の慣はしであつたやうだから、溪船も、通常、貨物のみを運ばず、客商と貨物とを併せて載せ運んだのであらう。随つて、船行から船票を客商に交付して船戸の身元を保證し、且つ船行自らの責任を明かにすることは、溪船が貨物を運搬する場合に殆一般に行はれたであらう。因みにいふ、右按察使等の建言が總督の採擇を経て實施されたことは、詳文の原文に詳である。

福建は宋元以來、海上交通貿易の行はれた地方で、清朝初期にも此の省の人民は、海上に於てかなり見るべき活動を續けた。廈門志卷五船政の條を觀るに、福建の船・舶を商船・洋船・漁船・各色小船に分類し、臺灣に渡り、又は南北海岸各港に赴いて通商するものを商船と云ひ、南洋に赴いて貿易するものを洋船(洋商船の略)と云ひ、洋上に出で、

漁業に従事するを漁船と云ひ、客貨を載せて内河を航行するもの沿海に於て採捕するもの其他一切の小船を各色小船と呼んで居る。此の分類に従へば閩江、韓江等を航行する溪船は各色小船に屬するものである。而して福建按察使の詳文に見える船行の賠償は、溪船の貨物に就いて行はれるのであるから、其れは廈門志にいふ各色小船の一部に限られたので、所謂商船洋船とは没交渉であつたとしなければならぬ。尙ほ、福建省例の船政の篇には、商船・洋船〔省例では海船といふ〕の取締等に就いても色々述べて居るに拘はらず、絶えて船行賠償の事に言ひ及ばないのを觀れば、此種の船舶の間には左様な慣習が成立つて居なかつたことゝ察せられる。

二

次に江蘇省例續編、同治十二年の臬例、永禁埠頭名目の條に、

官埠一項。現經禁革。差使改歸船行承辦。而行戶衆多。事宜專責。飭據各行議處。以汝公信蒞萬興值長洲縣。陶公與夏開祥值元和縣。言全與顧大興值吳縣。但恐復啓把持勒索之漸。應令將現在所有船行。白分三起。各值一句。預將行名編定先後。開列清冊。送縣在案。每旬揆次輪派二行承值週而復始。其江廣江北各項利子黃跨子船行。一切照此辦理云云。

とある。此れは、清朝初期に一應廢止せられた埠頭〔官埠ともいふ〕を其後私に受け繼いで船戸を苦しめるものがあるので、之を嚴禁し、埠頭の職たる官用船集雇入の事は船行をして、一句交替を以て承辦せしめることを定めたものであるが、此の文に依つて、吳長洲元和三縣即ち蘇州府附郭並に江廣江北等に船行の存したことが知られる。同じ條に、又、

設立船行。原爲代各寫載。俾無欺騙。若商民向有熟識船戶。彼此相信僱載。亦屬例所不禁。該船行等。議請查禁對

客私攬。情近把持。應不準行。惟自僱之船。如有疏失等事。應與船行無涉。

とある。此れに依つて江蘇の船行の營業が福建の其れに頗近似して居たことが知られ、且つ其の客商自ら熟識の船戸を雇入れて差支無く、惟た此の場合には如有疏失等事、應與船行無涉と定められたのに依つて、船行が客商の爲めに船戸を代雇した場合には其の疏失に對して責任を負ふ慣はしであつたことが推定せられる。

右江蘇省例に見える船行は内河航行の船を取扱ふものと認められる。随つて、船行が賠償の責を負ふのも内河船行の船荷に對してあること、察せられる。省例の右の文は、船行が官の御用を勤めるに就いての規定を述べたものであるから、此れに依つて、江蘇の船行全體の事を斷定することは出来ないが、併し福建の慣習を參照すれば、江蘇の船行が船戸の疏失に對して責任を負ふのは

やはり内河航行の場合であつたと見て妨げあるまい。

次に、顧家相の浙江通志釐金門稿卷上釐金罰款の條に、

開辦之初中又定責成行家帶客報捐之法。客商僱用船夫。向由行家代備。所運貨物。行家無不盡知。應著落帶客報捐。云云。

とあつて、浙江に於ても、行商が客商に代つて船を雇入れたこと、行家は船荷に就いて盡く知らざる無きが故に之をして船荷の捐釐を算定納付せしむべきことを述べて居る。行家は般行であることいふまでもない。右の文には、船行が船戸の疏失に對して責任を負ふことは見えないが、此れは釐金の規定に左様な事に説き及ぶ必要が無いからであつて、之が爲めに、浙江の船行に賠償の慣習が存しなかつたと見るべきでない。既に福建と江蘇とに其の慣習が有り、而して浙江の船行も客の

爲めに船を代備し、運する所の貨物に就いて大小盡く知悉して居たとすれば、浙江船行の間にも、福建江蘇と同様、賠償の法が行はれて居たとして殆差支無からう。

三

船行の收める手数料即ち行用錢と呼ぶものに就いて、福建省例^{二十卷}詳添設船行の條に、

至船行既有代賠之責。應行酌定用錢。以資人工伙食之用。本司風聞。從前行埠人等。竟有每船錢一千文抽取用錢一百餘文至二百文以外不等。實屬苦累船商。應酌定限額。每船錢一千文。准其抽取行用六十文。倘有額外多扣。即將該船行提案責處。加倍罰出入官。云云。

と云ひ、從來船錢〔船賃〕一千文毎に用錢一百餘文乃至二百文であつたのに制限を加へて、船錢一千文毎に六十文を抽取することゝ定めて居る。江蘇省例、同治十二年臬例、永禁埠頭名目には、

船行取用。本有定章。乃因幫貼埠費增益用錢。竟取十之

一三。以致船價太昂。行旅爲累。現在埠頭已革、貼費可省。用錢自應酌減、然數太減少。亦恐不足敷衍。每錢一千文。提取一百二十文爲準。實已綽有餘裕。不準額外多取分文。仍於船票上。蓋一用錢一千提取行用錢一百二十文字樣紅戳。如違查究。

とあつて、從來埠頭の弊に關聯して過多の用錢を收め、其の率十分の二三にも及んだこと、今改めて船錢一千文毎に一百二十文と定める事を述べて居る。公定の用錢が福建の場合では六十六文、江蘇では一百二十文であるが、前者は嘉慶年間の例後者は同治十二年の例であるから、勿論一律に取扱ふべきではない。江蘇の一百二十文と云ふのは、嘉慶中福建民間用錢の高と略一致するやうであるが、顧ふに、用錢は、法の制限を受けながら、次第に増額されて往つたので、同治の頃には福建の公定用錢も恐らくは六十六文の廉價でなく、江蘇の其れと大差なき數に及んだことであら

う。用錢の額は、船行に賠償の責あることをも考慮に加へて定めらるべき筈であるが、右福建省例の文に特に船行既有代賠之責と斷つたのは、之を確めるに足らう。用錢は客商と船戸と双方から出し合はせたことは、福建省例の用錢のことを述べた條に、實屬苦累船。商と云ひ、特に船と商との二字を擧げたことに依つても窺はれるが、其の分擔の割合は詳にし難い。

四

以上述べ來つた所に依つて、嘉慶以來、福建江蘇、並に恐らくは浙江に於ても、船行が客商の爲めに船戸を紹介し、同時に船戸の行爲に就いて責任を負ひ、其の不正若しくは過失の爲め貨物の喪失する際には數に照して賠償したことが知られる。其の賠償が、専ら船戸の不正及び過失に本づく損害に對して行はれ、暴風雨洪水等天然の不可抗力に依るものは此の限で無かつたことは、福建

省例に、各行は船戸の奸良を熟識し、匪船を混雇して自ら追賠の累を取らずと云ひ、如有失誤、著落代雇之行家、照數賠償と云ひ又江蘇省例に、客商自ら船を雇ふ場合ではあるが、如有疏失等事。應與船行無涉。と云ひ、而して絶えて天然の事故に言及しなかつたことに依つて推定せられる。上述の如く、福建省例には、船行が船戸の奸良を熟識して匪船の混雇を避けたこと並に船戸は船行に憑つて生を營むが故に邪念を忘萌せざることを繰返し述べ、尙ほ、

行戸所雇之船。少有失事。

とも云つて居る。顧ふに、嘉慶年間、此の詳文がものされた頃には、船行と善良なる船戸とが相協力して河川運送に従事し、船戸の不正及び過失に依つて貨物の喪失を見るやうなことは極めて稀であつて、隨つて萬一左様な事件の起つた場合には船行は確實に其の價格を辨償したのであらう。かく

て水路運送が頗圓滿に行はれたので、省例所載の詳文にも筆を極めて船行の制度を賞讃したのであらう。併乍ら、是より先、或時期に於ては、船戶の不正疎忽等の爲め、貨物の侵奪され或は紛失するやうなことが屢起り、爲めに運輸通商の不振を來し、客商般戶船行ともに不利益を蒙ることゝ爲り、而して其の結果船行と善良なる船戶との協力が促され、同時に賠償の制度も生じたのであらう。船行の賠償が専ら船戶の不正過失に依る損害に對して行はれたのは、如上の事情に本づくであらう。江蘇の船行も福建の其れと相似た経過を取つて發達したことを想像せられる。

福建江蘇等の船行に就いて私の學び得たところは、大體右の如くであるが、此れに依つて觀れば、船行は其の取扱ふ貨物に對して一種の保險を行つたので、彼等の收めた用錢には保險料の性質も含まれて居たと謂ふことが出來よう。特に福建に於

ては、運送が頗安全に行はれ、船行が實際喪失した貨物を賠償することは稀であつたから、其の結果、少數者の損失を多數者に共擔せしめるといふ保險の要諦が期せずして實現されたのであらう。私の現在の研究は極めて淺いから斷言は出來ないけれども、假りに上述の慣習が支那で發生した保險的制度の最も古いものであつたとすれば、支那の保險的制度は歐洲中世に於けるが如く、海上保險から出發せずして、河川に依る貨物運輸に胚胎したことを爲る。

福建江蘇の保險的制度がいつから始まつたかは詳でない。宋の張邦基の墨莊漫錄卷四に、

崔公度伯易。赴宣州守。江行夜見一舟。相隨而行。寂然無聲。晚船得港而泊。所見之舟。亦正近岸。公疑之。遣人視之。乃空舟也。舟中有血痕。於舟尾得帛條一條。繫文字一紙。取觀之。乃顧舟契也。因得其人姓名及牙保之屬。至郡檄巡尉緝捕。盡獲其人。蓋船主殺顧舟之商。取其物而棄其舟。遂伏於法。豈鬼物銜冤而訴乎。

とあつて、空舟を検して顧舟契を獲たことが見える。辭源船部には此の文を抄録し、顧舟契を後の

船票に當てゝ居る。墨莊漫録の文に依つて、宋代

に於て、船を雇ふ時顧舟契〔顧は雇に同じ〕といふ

ものが用ひられ、且つ牙行〔即ち船牙行〕が船主を

客商に紹介保證したことは知られるけれども、所

謂顧舟契が後の船票に正しく一致するとは遽に定

め難く、まして失誤の場合牙行が賠償の責を負う

たか否かに至つては、全く窺知し難い。要するに、

水路運送保險の起源は全然不明であつて、私の獲

た資料では嘉慶年間のもものが最も古いけれども、

さりとて、嘉慶若しくは之を溯ること遠からざる

時代に發生したとは斷定し難く、又福建が必しも

その發源地でなく、福建に先だつて長江沿岸など

で發達したのかも測り難い。私は、今は、清朝嘉

慶以後の文獻に、福建江蘇等に斯かる慣習の存し

たことが見えるのを指摘するに止め、其餘の問

題に就いては、今後更に資料を搜索し、若し獲る所があれば、重ねて筆を執りたいと思ふ。

註

1

福建省例は臺灣總督府に藏せられること、考へ、同府事務官法學士井出季和太君に借覽の斡旋を依頼した。然るに總督府には所藏されなかつたので、井出君は諸處探索の結果福州東瀛學校に一本存することを確かめ、之を借入れて更に筆者に轉貸された。私が福建の船行に就いて多少の研究を試みるを得たのは、一に同君の賜である。此に附記して深く感謝の意を表する。

2

福建省例二十三卷、會詳添設船行並召募承充の條には、其の劈頭に、一件遞批再行確議會詳事。嘉慶九。十二月十七日。奉總督部堂玉批云云。とあるが、九二は九年の誤りであらう。九年十月十七日に總督の批を奉じたのだから、布按二使が會詳調査して更に、總督に覆申したのは、翌十年の春であつたらうが、其の年月が十分明でないので、本文には單に嘉慶中と記したのである。